

# 8月は児童扶養手当現況届の提出月です。

事 務 連 絡  
令和8年7月27日

児童扶養手当受給者 様

瑞穂町福祉部子育て応援課長  
清水 健吾  
(公印省略)

## 令和8年度児童扶養手当現況届の提出について

日頃より、町福祉行政にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。  
さて、毎年8月は児童扶養手当現況届の提出月です。下記及び別紙案内文等を確認の上、同封した提出書類等を期間内に提出してください。  
なお、提出後の審査結果により、支給停止となる場合があります。

### 記

- 1 受付期間 令和8年8月3日（月）から同月31日（月）まで（平日のみ）  
※7月中の受付はできません。
- 2 提出方法 (1) 窓口：庁舎1階子育て応援課 午前8時30分から午後5時まで  
(2) 郵送：期間内に郵送してください。  
※郵送料は個人負担となります。必ず郵便料金を確認し、郵送してください。  
※書類は全て8月1日以降の日付で記入してください。  
※書類到達日が受付日となります。  
※内容の不備等があった場合、来庁していただくことがあります。  
※郵送による書類紛失等の責任は負うことができません。
- 3 特設窓口

| 受付日（平日のみ）       | 時 間            | 場 所     |
|-----------------|----------------|---------|
| 8月3日（月）～ 10日（月） | 午前9時 ～ 午後4時30分 | 役場1階ホール |
- 4 提出書類 現況届等提出書類一式  
※東京都から送付された現況届も同封していますので、紛失しないよう注意してください。
- 5 就労相談窓口 詳細については、同封のチラシを確認してください。
- 6 注意事項 (1) 記載例を参考に記入してください。  
(2) フリクションタイプのボールペンや鉛筆は使用しないでください。  
(3) 受付時間短縮のため、書類は全て記入した状態で受付をしてください。  
(4) 記入済みの方から受付をするため、順番が前後する場合があります。  
(5) 受付が混雑する場合がありますので、余裕をもって来庁してください。  
(6) 特設窓口がない日は、子育て応援課窓口で受け付けます。  
(7) オンライン(マイナポータル)手続きも可能ですが、内容の不備等で来庁していただく場合があります。



## ★提出書類について

### ◎全ての受給者が提出するもの（記載例を参考にしてください。）

- (1) 現況届
- (2) 児童扶養手当証書（紛失してしまった場合は、現況届受付時に児童扶養手当亡失届を提出していただきます。）
- (3) 生計維持に関する調書
- (4) 養育費等に関する申告書

### ◎該当する場合に提出するもの

- (1) 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
- (2) その他書類（以下の②～⑤については、該当する方に書類を同封しています。）
  - ① 令和8年度住民税課税（非課税）証明書（所得・扶養人数・控除の記載のあるもの）
    - ・マイナンバー制度による情報連携で所得を照会しますが、何らかの理由で情報連携で所得を照会できない方は、令和8年1月1日に住民登録があった区市町村で発行される課税（非課税）証明書が必要となります。
  - ② 父又は母が引き続き一年以上児童を遺棄している申立書
  - ③ 別居監護申立書
  - ④ 養育事実の申立書
  - ⑤ 民生委員の調査書・意見書（担当地区の民生委員に調査を依頼してください。）
- (3) 児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び証明書類※以下参照

## 【児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書】について

児童扶養手当支給開始月から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する初日から起算して7年のうち、いずれか早い方を経過（満了）した方が対象です。

○同封されている「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」をお読みください。

○該当の方は、必ず8月31日（月）までに証明書類を添付して提出してください。  
※期間内に提出がなかった場合は、現況届により決定した手当額の2分の1が支給停止となる場合があります。

○求職活動の証明については、2回又は2か所で証明を受ける必要があります。

問合せ先 〒190-1292  
瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地  
瑞穂町福祉部子育て応援課子育て支援係  
TEL 042-557-7624（直通）

